

長野県農作物病虫害防除実施方針

平成25年1月24日付け24農技第501号農政部長通知
平成28年6月15日付け28農技第172号農政部長通知
平成30年11月5日付け30農技第429号農政部長通知
令和元年5月22日付け元農技第140号農政部長通知
令和2年10月21日付け2農技第381号農政部長通知

1. 趣 旨

農業における生産性や品質の向上、また、農作物の安定生産を維持するためには、農作物を加害する有害動植物（以下、「病虫害」という。）を、その発生状況等に応じ適時・適切に防除する必要がある。

また、防除にあたっては過度な化学合成農薬の使用が、周辺環境に少なからず負荷を与える可能性があることから、農薬に偏重しない総合的な病虫害防除及び農薬の適正使用を推進する必要がある。

そこで、効果的な防除により病虫害のまん延防止に努めるとともに、農薬の適正かつ効率的な使用により環境への負荷を軽減した病虫害の防除を推進するため、本方針を定める。

2. 病虫害防除の考え方

- (1) 本方針における防除の対象とする病虫害は、植物防疫法第23条第2項に基づき農林水産大臣が定めた指定有害動植物（以下、「指定病虫害」という。）、発生予察員会議において別に定めた病虫害（以下、「指定外病虫害」という。）とし、別表*に掲げるとおりとする。
- (2) 病虫害防除所は、(1)で定める病虫害について、その発生状況を調査し、迅速かつ的確に発生予察情報等を提供するとともに、必要に応じ、農業農村支援センター及び病虫害防除員等と連携し、発生予察情報等に基づいた適時・適切な防除を指導する。
- (3) 防除にあたっては、「長野県農作物病虫害・雑草防除基準」に基づき、適切な防除を実施する。
- (4) (1)で定めるもの以外の病虫害の発生がある場合も、(2)に準ずるとともに、(3)に沿って適切な防除を実施する。
- (5) 新たな病虫害の発生や、特に侵入警戒病虫害等が確認された場合は、別に定める「重要病虫害発生時対応基本指針」（平成24年5月17日付け農林水産省消費・安全局長通知）に沿って、速やかに通報をするとともに、関係機関・団体が連携し、まん延防止対策を講じる。

3. 病虫害防除の方法

病虫害の防除にあたっては、総合的病虫害・雑草管理（IPM）の考え方を踏まえ、病虫害や雑草の発生しにくい環境づくりに努めるとともに、病虫害の発生状況に応じ、防除の可否やタイミング等を判断し、最適な防除方法を選択、組み合わせることで、農薬の使用回数を削減しつつ効果的な防除を行う。

- (1) 病虫害の発生しにくい環境の整備
耐病性・抵抗性品種の導入や土づくり及び適正な施肥を行うとともに、不作付地、畦畔等の雑草対策等は場周辺の環境整備に努める。
- (2) 防除の可否、タイミングの判断
病虫害防除所が発表する発生予察情報等を活用し、防除の可否や防除適期を判断するとともに、農業者及び関係者によるほ場観察を強化し適期に適切な防除を行う。
- (3) 化学合成農薬に偏重しない多様な手法による防除
耕種的防除や物理的防除を導入するとともに、天敵製剤や微生物農薬、誘引剤等を活用し、化学合成農薬に過度に依存しない防除を推進する。
- (4) 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

農作物の生産において、経済的損失が及ばない範囲で上記（１）から（３）による総合的病害虫・雑草管理（IPM）を推進する。

4. 農薬の適正使用及び危被害防止対策

- （１）農薬による病害虫及び雑草の防除にあたっては、農薬取締法及び関係法令を遵守するとともに、農薬使用者の安全対策を講ずることはもちろんのこと、周辺の農作物や環境に危害が生じないよう、十分な安全対策を講じる。
- （２）農薬散布にあたっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）に基づき、近隣の住宅や学校、保育所、病院、公園などの公共施設、交通量の多い道路、河川や水路等の公共水域及び浄水場等に農薬が飛散しないように十分な措置を講じる。
- （３）事前に農薬散布する旨を周辺住民に周知するとともに、通勤・通学の時間帯を避け、自動車の通行状況等を考慮するなど、周辺の状況に配慮しながら防除を実施する。
- （４）水稻・麦・大豆等で無人航空機により防除を行う場合は、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け農林水産省消費・安全局長通知）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け農林水産省消費・安全局長通知）、及び「長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領」（平成5年4月9日付け農政部長通知）に基づき、実施するものとする。
- （５）農薬安全使用の観点から、防除日誌を含めた栽培記録を記帳し、保管する。
- （６）その他、農薬の安全・適正使用に関することについては、「長野県農作物病害虫・雑草防除基準」に基づくこととする。

5. 病害虫防除の推進体制

（１）推進体制

1の趣旨に添って本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県関係機関（病害虫防除所、農業関係試験場、農業農村支援センター）、市町村及び関係団体（長野県植物防疫協会、長野県農業共済組合、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部、長野県農薬卸商業協同組合、長野県農薬協同組合）は、相互に密接な連携を図るものとする。

（２）県関係機関・市町村、関係団体の役割

①県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病害虫の防除を図るため、相互に情報を共有し病害虫の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じて関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

また、課題となる病害虫の防除技術の開発や総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及や考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT（情報通信技術：電子メール、SNS等）やプレスリリース、公式ホームページの活用を積極的に行う。

②市町村

市町村は、本防除実施方針に沿って、毎年度市町村防除実施計画を策定し県へ報告するとともに、農業者等へ周知し、市町村区域内における病害虫防除の効果的な防除を推進する。

市町村防除実施計画の策定にあたっては、病害虫防除所長が委嘱する病害虫防除員や農業協同組合等関係団体と連携し作成するとともに、必要に応じ農業農村支援センターの助言を受け策定するものとする。

③関係団体

関係団体は、県や市町村と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

6. その他

その他必要な事項は別途定める。